

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月28日
【会社名】	株式会社滋賀銀行
【英訳名】	THE SHIGA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 高橋 祥二郎
【本店の所在の場所】	滋賀県大津市浜町1番38号
【電話番号】	077(521)9530 (代表)
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 山元 磯 和
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号 株式会社滋賀銀行 総合企画部東京事務所
【電話番号】	03(3661)1186 (代表)
【事務連絡者氏名】	総合企画部東京事務所長 黒岩 伸 行
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成29年3月24日
【発行登録書の効力発生日】	平成29年4月1日
【発行登録書の有効期限】	平成31年3月31日
【発行登録番号】	29 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 30,000百万円
【発行可能額】	30,000百万円 (30,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成30年6月28日(提出日)であります。
【提出理由】	臨時報告書(金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2による)を平成30年6月28日に関東財務局長へ提出いたしました。この臨時報告書の提出により、当該書類を平成29年3月24日に提出した発行登録書の参照書類といたします。
【縦覧に供する場所】	株式会社滋賀銀行京都支店 (京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町630番地) 株式会社滋賀銀行大阪支店 (大阪市中央区本町3丁目1番15号)

株式会社滋賀銀行東京支店

(東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 東京支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のために備える
ものであります。

【訂正内容】

表紙の提出理由に記載のとおりであります。